

千葉県思春期保健対策事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、生命の尊厳や性に関する知識を正しく理解するとともに思春期保健の向上に資するため思春期の子ども及びその親に対して、思春期の特徴、心とからだの発達等に関する適正な知識の普及を図ることを目的とする思春期保健対策事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 本事業の内容は、次のとおりとする。

1 福祉体験事業

(1) 対象者は、思春期の子どもとする。

(2) 内容は、乳幼児とのふれあう機会を提供し、父性や母性の涵養を図り生命の尊厳や性に関する教育を行うものとする。

2 思春期教室

(1) 対象者は、思春期の子ども及びその親

(2) 内容は、医師をはじめ保健師等により、思春期における特徴、心とからだの発達等についての知識の普及及び相談等を行うものとする。

(実施場所)

第3条 この事業及び教室の実施場所は、保健所、保健福祉センター等とする。

(報償費)

第4条 市長は、この事業を実施した場合は、講義等を行った者に対して、報償費を支払うものとする。

(関係機関との連携)

第5条 この思春期保健対策事業を実施するにあたっては、教育・福祉等関係機関等の十分な連絡調整を図るものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、思春期保健対策事業の実施に関し、必要な事項は健康部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。